

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄県における「外国人の子供の就学状況等調査結果」に関する一考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2020-10-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 美奈子, 渡真利, 聖子, 中川, 麻美, 平良, ゆかり, 天願, 千里佳, Takahashi, Minako, Tomari, Seiko, Nakagawa, Asami, Taira, Yukari, Tengan, Celica メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/47074">http://hdl.handle.net/20.500.12000/47074</a>

# 沖縄県における「外国人の子供の就学状況等調査結果」に関する一考察

高橋美奈子<sup>1</sup>・渡真利聖子<sup>2</sup>・中川麻美<sup>3</sup>・平良ゆかり<sup>4</sup>・天願千里佳<sup>5</sup>

## A Study of “Survey Results on School Enrollment of Foreign Children” in Okinawa

Minako TAKAHASHI<sup>1</sup>, Seiko TOMARI<sup>2</sup>, Asami NAKAGAWA<sup>3</sup>,  
Yukari TAIRA<sup>4</sup>, Celica TENGAN<sup>5</sup>

### 1. はじめに

2020年は年明けとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）という見えない病原体が瞬く間に世界中に広がり、未曾有の事態に陥っている。4月16日には、日本全国に「緊急事態宣言」が出され、多くの義務教育諸学校では、3月からの休校措置期間が5月のゴールデンウィーク明けまで延長され、子供たちは長期間の自宅待機を余儀なくされている。殊に外国籍の子供は、国内法上<sup>6</sup>、就学義務が課せられていないことにより、平時であっても教育機会が十分保障されているとは言い難い。このような機会だからこそ、改めて外国籍児童生徒が置かれている就学状況について考えてみたい。

2015年、国連総会では「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下SDGs)を柱とした「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、昨年、沖縄県においても「誰一人取り残さ

ない」社会の実現に向けて、全庁をあげて本格的にSDGsの取り組みが開始された<sup>7</sup>。しかし、文部科学省が2019年に初めて全国で実施した「外国人の子供<sup>8</sup>の就学状況等調査」結果（文部科学省2020a）によると、約2万人の外国籍の子供が、不就学である可能性が判明している。同調査では、沖縄県内でも就学状況が確認できない外国籍の児童生徒は少なくとも174人以上いることが明らかになったが、県内で実際に「不就学」が確認できた児童生徒は「不明」と公表されており、取り残されている子供の姿すら把握できない状況にある。

そこで、本稿<sup>9</sup>ではまず始めに、2020年3月に公開された文部科学省（2020a）『外国人の子供の就学状況等調査結果について』における沖縄県の結果を分析し、沖縄県内の外国籍児童生徒の就学状況を明らかにする。次に、県内で外国籍児童生徒の教育に実際に携わった経験のある小学校教員の立場から、外国籍児童生徒の就学状況を把

<sup>1</sup> 琉球大学教育学部

<sup>2</sup> 琉球大学グローバル教育支援機構

<sup>3</sup> 琉球大学グローバル教育支援機構

<sup>4</sup> 読谷村立渡慶次小学校

<sup>5</sup> 北谷町立浜川小学校

<sup>6</sup> 国際法上は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」第13条ならびに「子どもの権利条約」第28条では、初等教育は義務的なものとする事が定められており、日本もそれぞれ1979年と1994年に批准している。

<sup>7</sup> 沖縄県の取り組みの詳細は、沖縄県のホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/sdgs.html>）を参照。

<sup>8</sup> 文部科学省（2020a：4）では、「外国人の子供」とは「日本国籍を有しない者とし、日本国籍者は含まない」としている。本稿では、「外国人の子供」を「外国籍の児童生徒（子ども）」と同義で扱うが、引用する文献によっては使用する表記や語彙が異なるため、必ずしも論文内で統一せず、原典の記載に従う。

<sup>9</sup> 本稿の執筆分担は、高橋が1～5、渡真利・中川が3、平良が4.1、天願が4.2である。

握する難しさがどこにあるのか、管理職と日本語指導教員というそれぞれの役割から論じ、最後に、県内で外国籍児童生徒の就学状況を正確に把握するために、今後私たちが取り組むべきことは何かについて考察する。

## 2. 「外国人の子供の就学状況等調査」実施に至る背景

外国籍の子供の就学実態は、これまでどのように把握されてきたのだろうか。日本国籍を有する子供であれば、日本国憲法(1946)第26条ならびに教育基本法(2006年12月22日公布・施行)第5条により、教育を受ける権利と就学させる義務が法的に定められている。これらの法的根拠によって、いわゆる「学校」(学校教育法第一条で定める学校だけでなく、専修学校、各種学校等)に在籍している子供は、文部科学省が行う「学校基本調査」で、在籍状況や出席状況、転入出の状況、就学免除・猶予等の不就学状況等を把握できる。「学校基本調査」とは、文部科学省が1948年から「学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的」に、無認可校を除く全国すべての学校を対象に毎年実施している調査である。同調査では、外国につながる児童生徒と考えられる「帰国児童生徒」<sup>10</sup>と「外国人児童生徒」、「重国籍児童生徒」にかかわる調査もなされているが、その調査内容は異なる。「帰国児童生徒」は、日本人と同様に学年別人数が調査されているが、日本国籍を有していない「外国人児童生徒」は、学年別人数もその国籍も、さらには就学免除・猶予等の不就学状況も調査されておらず<sup>11</sup>、学校種別・市町村別にその総数が記載されているにとどまる(沖縄県企画部統計課2020)。一方で、日本国籍を有する「重国籍児童生徒」は、1984年に国籍法が改正され、重国籍者であってもその保護者は義務教育を受けさせる義務を負うことになったので、同調査でも、日本人として計

上されている。さらに、重国籍者の場合、「家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき」は、就学義務の猶予または免除が認められており、その数も報告されている。しかし、学校以外のどこで教育機会が確保されているのかについては調査されていないので、就学義務が猶予または免除されている重国籍者の就学実態も「外国人児童生徒」同様に不明である。

外国籍の子供の就学状況ではなく、単に学齢期(6歳から14歳)にある子供の数であれば、法務省で毎年調査されている「在留外国人統計」で、国籍別・都道府県別・年齢男女別にその数を把握することができる。ただし、同調査の対象者は、「出入国管理及び難民認定法」(以下、入管法)上の在留資格を持つ3か月以上の中長期在留者および特別永住者であるため、3か月未満の短期滞在者や日米地位協定の適用を受ける在日米軍関係者、在留資格を持たない者は調査されていない。また、年齢別に公表されている国籍も、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの5か国のみ限定されている(法務省2019)。

沖縄県が公表している「住民基本台帳年齢別人口(平成31年度)」(沖縄県2019)においても、外国人の実数は、市町村・男女・年齢5歳階級別で確認できるにとどまる。

公立学校に在籍している外国籍の子供については、文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」で、日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況、母語別・言語別の在籍状況、在籍人数別状況、日本語指導が必要な児童生徒に対する施策の実施状況、日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況を把握することができる。同調査は、「平成2年(1990年)6月に「出入国管理及び難民認定法」の改正が施行されたことなどにより日系人を含む外国人の滞

<sup>10</sup> 「学校基本調査」での「帰国児童生徒」とは、「海外勤務者等の子女で、引続き1年を超える期間海外に在留し、年度間(4月1日から翌年3月31日)に帰国した児童・生徒」と定義されている。

<sup>11</sup> 小島(2016)によると、学校基本調査規則が制定された直後の1952年の「学校基本調査報告書」では、外国人児童生徒は総数のみの記載であったが、1953～1955年度の報告書では、都道府県別および学校種別の人数が報告され、1956～1970年度になると、国籍(地域)別および学校種別に詳細に報告されるようになったという。しかし、1971年度の報告書では国籍(地域)別の内訳が「朝鮮」「その他」別だけに省略され、1973年度からは現行の学校種別総数のみになったという。

日が増加し、これらの外国人に同伴される子どもが増加したことを契機に1991年<sup>12</sup>から全国の公立学校を対象に実施されている。2018年度に実施された同調査（文部科学省2019）では、日本語指導が必要な児童生徒は全国に50,759人おり、そのうちの11,008人の児童生徒が無支援状態にあることが明らかになっているが、同調査においても、依然として、公立学校に在籍していない外国籍児童生徒は調査対象外である。

こうした既存の行政による調査について、小島（2016）は、日本の教育制度上の学校に通っていない外国籍の児童生徒はそもそも調査の対象外であり、学校に在籍している外国人の子供であっても、統計上は見えない存在になっているという。さらに、国が外国人の就学を「義務」ではなく、「恩恵」としてしか許可していないことにより、外国人の子供が容易に不就学の状態におかれてしまう危険性についても指摘している。

このような状況を受けて、小島（2016）は行政と民間団体と協働で、2003年から2005年に、岐阜県可児市に在留登録されている学齢期のすべての外国人を対象に就学実態調査を行った。先行研究による調査方法上の課題（例えば、調査対象や調査過程が不明確など）を踏まえ、対象となる全家庭を直接訪問する方法をとった。その結果、外国人の子供の多様な就学実態だけでなく、不就学の子供が就労している事実が明らかになり、何よりも不就学の子供が市内に実在していることを実証した。その後可児市では、同調査研究の成果を根拠に、「不就学ゼロ」を目指して、初期日本語適応指導教室「ばら教室 KANI」や登録窓口の受入体制整備など、様々な取り組みを展開し、2006年3月には「不就学ゼロ」を達成している。

しかし、小島による調査のように一研究者が在住する外国人の住民情報を自治体から提供してもらったの全数調査は、研究者と自治体との信頼関係や協力体制が必須であることから、ただでさえ誰もがができるような調査ではないが、2005年4月1日に個人情報保護法が全面的に施行されてからはさらに厳しくなったと言える。一方で、2012年7月9日から在留管理制度が変更になり、

外国人住民も日本国籍者と同様に住民基本台帳法の適用対象となったことで（「住民基本台帳法の一部を改正する法律」、住民基本台帳（以下、住基）を所管している自治体が、外国人の子供の就学状況の把握に積極的な取り組みをするようになった（例えば、文部科学省（2020b）の別添資料「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」に見られるような松阪市教育委員会や兵庫県教育委員会などの取組例等）。

このような外国人の受入窓口となる市町村教育委員会を対象にした外国人の就学状況調査はかねてから実施されている。外国人の子どもの教育と人権ネットワーク（2006）では、愛知県72市町村教育委員会を対象に就学手続きや外国人の子供の就学状況、外国人の子供の教育体制、就学年齢の外国人登録者数に関する調査を実施している。さらに、2014年には日本語指導が必要な児童生徒を対象とした日本語指導が「特別的教育課程」として教育課程上に位置付けられたことを受けて、小島（2014）が愛知県全54市町村教育委員会を対象に、外国人の子供の就学状況、就学手続き、外国人児童生徒の教育体制および「特別的教育課程」に関することを調査している。

文部科学省においても、本稿で取り扱う「外国人の子供の就学状況等調査」（2019年度実施）以前に、外国人の不就学児童生徒を対象とした「外国人の子どもの不就学実態調査」（2005～2006）と「外国人の子供の就学状況等に関する調査」（2009）を2度実施している。一度目は、「不就学外国人児童生徒支援事業」の一環として、南米出身の日系人等のいわゆる「ニューカマー」が集住する自治体（1県11市）を中心に、外国人の子供の不就学の実態調査を委嘱して実施したものである。二度目は、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業（2007～2009年度）」の一環として、任意の地域（29市）に外国人の子供の就学状況等に関する調査を委嘱して実施した。その結果、各自治体の不就学者の存在とその状況が明らかになったが、調査対象は不就学の子に限定されていた。しかし、今年3月に公表された全国調査「外国人の子供の就学状況等調査」では、住

<sup>12</sup> 調査開始の1991年度から2010年度までは毎年9月1日現在で調査を実施していたが、2012年度調査より、「学校基本調査」等の行政による他調査と同じく、調査基準日を5月1日現在に改め、2年ごとに調査を実施している。

基于に登録されているすべての義務教育年齢にある外国人の子供の就学状況を調査している。その背景には、2019年1月に外国人の子供の教育の充実等に向けた検討を行うため設置された文部科学省「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」による報告がある。2019年6月に公開した報告書では、外国人の子供については就学義務がなく、学齢簿による在籍管理も課されていないことが課題とされ、そのため、地域により就学実態が多様であることや不就学状態になりかねない懸念が生じることから、全ての外国人の子供の教育機会を確保するために全国的な就学実態を把握することを施策の一つに示した。その報告を踏まえて実施したのが「外国人の子供の就学状況等調査」である。同調査では、2019年5月1日を調査基準日として全国の1,741市町村教育委員会（特別区を含む）を対象に実施し、その調査結果が2020年3月27日に公開された。主な調査項目は次のとおりである。

- 1). 就学状況の把握状況
  - 1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
  - 1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況
- 2). 就学状況の把握・就学促進の取組
  - 2-1. 転入等の情報の取得方法、2-2. 就学案内の実施状況、2-3. 実施方法、2-4. 説明者、2-5. 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況、2-6. 配布先、2-7. 言語、2-8. 学齢簿に準じるものの作成状況、2-9. 外国人の子供への適用状況、2-10. 就学案内の送付状況、2-11. 言語、2-12. 就学促進に係る支援の実施状況、2-13.~2-15. 就学状況が不明または不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況等
- 3). 各種既定の整備状況
  - 3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
  - 3-2. 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関

する手続等に関する規定の状況

- 4). 指導体制の整備状況
- 5). 支援員等の配置状況
- 6). 教育委員会における研修の実施状況
- 7). その他（自由記述）

国では同調査結果をもとに、今後の具体的な施策の検討につなげていくという。そこで、本稿では、沖縄県内の全41市町村による外国人の就学状況調査結果を分析し、今後の地方自治体における具体的な施策実現に向けて、私たちが取り組むべきことは何かを検討する。

### 3. 沖縄県の「外国人の子供の就学状況等調査結果」の分析

本章では調査項目順<sup>13</sup>に沖縄県における「外国人の子供の就学状況等調査結果」の概要を示しながら、そこから見える沖縄県の特徴について述べる。回答は、沖縄県の全41市町村の教育委員会が行った。

#### 1). 就学状況の把握状況

表1 小学生相当+中学生相当の人数合計(n=41)

区分 <sup>14</sup>	計(人)	%
小学生相当	473	73.4%
中学生相当	171	26.6%
総計	644	100.0%

図1 外国人の子供が1人以上いる自治体数(小+中)(n=41)

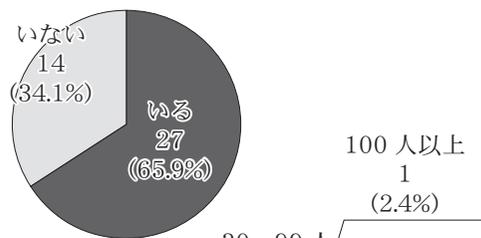
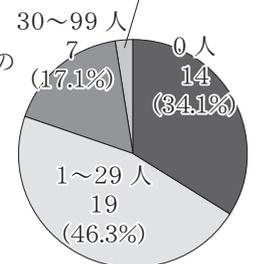


図2 外国人の子供の人数区分別自治体数(小+中)(n=41)



<sup>13</sup> 章内の節・項番号は、全国版の調査結果（文部科学省2020a）に準じている。

<sup>14</sup> 該当児童生徒の生年月日を基準とする。

## 1-1. 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

表1は、住基上の小学生および中学生学齢相当の外国人の子供の数であり、小学生相当は473人、中学生相当は171人、計644人である。沖縄県全体の65.9%（27自治体）に外国人の子供がいる（図1）。次の表2は、外国人の子供の人数が多い順に自治体を並べたものである。自治体

表2 住民基本台帳上の外国人の子供の数（人数順）

	自治体	小学生相当	中学生相当	登録者合計
1	那覇市	108	33	141
2	沖縄市	67	22	89
3	宜野湾市	58	28	86
4	読谷村	45	21	66
5	北谷町	27	10	37
6	恩納村	31	4	35
7	うるま市	22	11	33
8	北中城村	21	9	30
9	名護市	12	6	18
9	糸満市	16	2	18
11	中城村	14	3	17
12	浦添市	9	4	13
13	豊見城市	11	1	12
14	西原町	7	2	9
15	南風原町	6	2	8
16	石垣市	3	4	7
17	宮古島市	4	2	6
17	南城市	5	1	6
19	嘉手納町	2	2	4
20	伊江村	1	1	2
21	本部町	0	1	1
21	与那原町	0	1	1
21	座間味村	1	0	1
21	南大東村	1	0	1
21	八重瀬町	1	0	1
21	多良間村	0	1	1
21	与那国町	1	0	1
	総計	473	171	644

により人数が1ケタのところから最多は那覇市の100人台の地域まであり（図2）、地域差が大きいことがわかる。このうち、住基上の外国人の子供が30人以上の8自治体に注目すると、すべて県からの加配教員配置校（日本語指導担当）を管轄するところであることがわかる<sup>15</sup>。

2019年度調査時現在<sup>16</sup>、住基上の外国人の子供の登録がゼロの自治体は、次の14自治体であった—国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、宜野座村、金武町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、竹富町。

## 1-2. 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

各自治体の把握する小学生相当および中学生相当の子供の就学状況は表3の通りである。表3より、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると、「③不就学」（0人）＋「⑤就学状況確認できず」（113人）＋「⑥住基上の人数計（表1）との差」（61人）で、計174人となる。表4には、市町村別に就学状況の把握状況を示したが、表4によると、就学状況を把握できていない（「－」および「＊」の表示）区分がある自治体は全部で6市町<sup>17</sup>（那覇市、沖縄市、北谷町、糸満市、宜野湾市、嘉手納町）である。特筆すべきは、外国人の子供の人数第1位那覇市と第2位沖縄市（表2）は、就学者数「①義務教育諸学校」以外の区分は、全て人数不明と回答している。外国人の人数が多い分、その人数を正確に把握するのが困難であると予想されるが、この2市以外で、住基上の外国人の子供の数が30人以上の自治体に注目して見ると、読谷村、恩納村、うるま市、北中城村は同様に30人以上の登録者がいながら、すべての区分の子供の数を把握できているという結果であった。

次に表3の「⑥1-1.住基上の人数計（表1）との差」についてであるが、表1の住基上の人

<sup>15</sup> 調査年度（2019年度）の日本語指導加配教員配置校の管轄自治体は、那覇市（小学校1校）、沖縄市（小3校、中学校1校）、宜野湾市（小2校）、読谷村（小1校）、北谷町（小2校）、恩納村（小1校）、うるま市（小2校）、北中城村（小1校）、浦添市（中1校）の計9市町村（全15校：うち小13校、中2校）である。

<sup>16</sup> 自治体によっては回答基準日が異なり、2019年4月30日～5月31日間の登録数である。原則として、2019年5月1日を基準日としているが、困難な場合には、回答が可能な直近の日付での回答を可としている。

<sup>17</sup> 住基上、外国人の子供の数が「0」の自治体も含めると、宜野座村も②～⑤の区分はすべて「－」であり把握できていないので、「不明」がある自治体は全41市町村のうち7市町村ということになる。

表3 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

区 分	就学者数		③ 不 就 学	④ 出 国 ・ 転 居 ( 予 定 含 む)	⑤ 就 学 状 況 確 認 で き ず	計	⑥ ( 参 考) 1-1.との差
	①義務教 育諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計 (構成比)	340 (71.9%)	20* (4.2%)	0* (0.0%)	4* (0.8%)	74* (15.6%)	438* (92.6%)	35 (7.4%)
中学生相当計 (構成比)	99 (57.9%)	6* (3.5%)	0* (0.0%)	1* (0.6%)	39* (22.8%)	145* (84.8%)	26 (15.2%)
合計 (構成比)	439 (68.2%)	26* (4.0%)	0* (0.0%)	5* (0.8%)	113* (17.5%)	583* (90.5%)	61 (9.5%)

\*印の数値は人数不明の市町村が含まれる項目である。

表4 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況 市町村別小中合計人数

区 分	就学者数		③ 不 就 学	④ 出 国 ・ 転 居 ( 予 定 含 む)	⑤ 就 学 状 況 確 認 で き ず	計	⑥ ( 参 考) 1-1.との差	(参考) 1-1. 小中計
	①義務教 育諸学校	②外国人 学校等						
那覇市	109	-	-	-	-	109*	32*	141
沖縄市	78	-	-	-	-	78*	11*	89
宜野湾市	48	-	-	-	38	86*	0*	86
読谷村	31	11	0	0	24	66	0	66
北谷町	15	5*	-	-	2*	22*	15*	37
恩納村	21	1	0	0	13	35	0	35
うるま市	24	6	0	0	3	33	0	33
北中城村	13	1	0	0	16	30	0	30
名護市	17	1	0	0	0	18	0	18
糸満市	12	-	-	-	6*	18*	0*	18
中城村	13	0	0	0	4	17	0	17
浦添市	12	0	0	0	1	13	0	13
豊見城市	8	1	0	3	0	12	0	12
西原町	3	0	0	0	6	9	0	9
南風原町	8	0	0	0	0	8	0	8
石垣市	6	0	0	1	0	7	0	7
宮古島市	6	0	0	0	0	6	0	6
南城市	5	0	0	1	0	6	0	6
嘉手納町	3	0*	0*	0*	0*	3*	1*	4
伊江村	0	0	0	0	0	0	2	2
本部町	1	0	0	0	0	1	0	1
与那原町	1	0	0	0	0	1	0	1
座間味村	1	0	0	0	0	1	0	1
南大東村	1	0	0	0	0	1	0	1
八重瀬町	1	0	0	0	0	1	0	1
多良間村	1	0	0	0	0	1	0	1
与那国町	1	0	0	0	0	1	0	1
合計	439	26*	0*	5*	113*	583*	61*	644
全国版 報告	439	26	-	5	113	583	61	

—印:すべての学齢で不明の項目、\*印:一部不明の学齢を含む市町村の項目

数では、小学生・中学生学齢相当数の合計は 644 人であるものの、表 3 において各市町村の教育委員会が把握する子供の合計数は 583 人となっており、全体で 61 人の誤差が生じている。表 4 を見ると、この誤差が生じている自治体は、全部で 5 市町村（那覇市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、伊江村）であった。外国人の子供が 30 人以上在住している自治体では、那覇市、沖縄市、北谷町が該当する。

ただし、この⑥の誤差については、全国版の報告書（文部科学省 2020a：6）の【結果を見る上での留意点】にも記載されているが、自治体ごとの回答基準日にずれがあること（注 16）に加えて、教育委員会が就学状況の確認の対象としていないものが含まれていたり、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる在籍状況を回答したりしているため、単純に表 1 の住基上の人数と比較することはできない。あくまでも参考値であることを踏まえる必要がある。

表 5 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法（選択肢別）（n=41）

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 住民登録情報を扱う部署に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	13 (31.7%)	うるま市、渡嘉敷村、嘉手納町、渡名喜村、宜野湾市、八重瀬町、座間味村、北大東村、西原町、北谷町、石垣市、名護市、多良間村
(イ) 住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	16 (39.0%)	浦添市、東村、沖縄市、読谷村、久米島町、南大東村、金武町、南風原町、国頭村、北中城村、今帰仁村、本部町、大宜味村、与那原町、中城村、与那国町
(ウ) 特段の情報取得は行っていない	12 (29.3%)	粟国村、宮古島市、伊江村、糸満市、伊是名村、竹富町、伊平屋村、那覇市、恩納村、南城市、宜野座村、豊見城市

## 2) . 就学状況の把握・就学促進の取組

### 2-1. 外国人の子供に関する転入等の情報の取得方法

表 5 は、市町村教育委員会における、外国人の子供に関する転入等の情報についての取得方法の結果である。

「(ウ) 特段の情報取得は行っていない」と回答したのは全体の約 3 割にあたる 12 市町村であった。その中には外国人の子供の数が最も多い那覇市も含まれていた。住基上、外国人の子供がいるかどうかと、情報取得の有無との関係性は見られなかった。

### 2-2. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

表 6 は外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学に関する説明を行うかどうかの市町村の状況である。表 6 (ア) の結果から、多く

表 6 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況（n=41）

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 行っている	33 (80.5%)	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、久米島町、八重瀬町、多良間村
(イ) 行っていない	8 (19.5%)	宮古島市、国頭村、中城村、粟国村、渡名喜村、伊是名村、竹富町、与那国町

の自治体が住民登録の際に併せて就学案内を行っていることがわかる。しかし、それは、住民登録時以外で外国人の子供の情報を教育委員会側から能動的に取得する機会が少ないとも言える。このことは後述する2-5での就学ガイドブックの備付け・配布状況とも相関しており、ほとんどの自治体がそれらの資料を備え付けていないため、顔を合わせるタイミングで口頭での説明しかできない状況であろうと予想される。

表5(ウ)と表6(イ)より、粟国村、竹富町、伊是名町、宮古島市の4自治体(うち、粟国村と伊是名町の住基上の外国人登録児童生徒は無)は、情報取得・住民登録時の就学案内をいずれも行っていないという結果であった。

2-3. 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

表7 住民登録手続きの際に就学に関する説明の実施状況(具体方法)(複数回答)(n=33:表6で「(ア)行っている」と回答した自治体数)

選択肢	自治体数(%)	自治体名
(ア) 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	15 (45.5%)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、伊江村、嘉手納町、与那原町、南風原町、座間味村、北大東村、八重瀬町
(イ) 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	15 (45.5%)	那覇市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、大宜味村、金武町、伊江村、読谷村、北谷町、西原町、渡嘉敷村、久米島町、八重瀬町、多良間村
(ウ) 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	7 (21.2%)	うるま市、大宜味村、宜野座村、伊江村、北中城村、南大東村、伊平屋村
(エ) 就学に関する資料配布のみを行っている	1 (3.0%)	伊江村
(オ) その他	0	

次の表7は、表6で「(ア)行っている」と回答した自治体にその具体的な方法について聞いた結果である。

表7より、(ア)～(ウ)のように説明を添えて案内している自治体が多いことがわかる。伊江村は、唯一(ア)から(エ)のすべてを選択している。伊江村居住の外国人の子供は2名(表2)と少数であることから、個に応じた対応が可能であるのかもしれない。

2-4. 表7で就学に関する説明を行う際の説明者

表8は、表7で(ア)～(ウ)を選択した自治体に、誰が就学に関する説明を行っているか聞いた結果である。

表8 住民手続きの際の就学説明の実施者(複数回答)(n=33:表7で(ア)～(ウ)を選択した自治体数)

選択肢	自治体数(%)	自治体名
(ア) 住民登録窓口の職員	10 (30.3%)	宜野湾市、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、久米島町
(イ) 教育委員会の職員	30 (90.9%)	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村、竹富町

就学案内の説明をするのは、「(イ)教育委員会の職員」と回答した自治体が多く(30自治体、90.9%)、次いで「(ア)住民登録窓口の職員」(10自治体、30.3%)であった。上記以外の選択肢「(ウ)ソーシャルワーカー等の専門職」と「(エ)その他」を選択した自治体はなかった。

2-5. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

表9 就学案内に関する資料の備付け又は配布の状況 (n=41)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 行っている	4 (9.8%)	浦添市、沖縄市、伊江村、南風原町
(イ) 行っていない	37 (90.2%)	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名町、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

表10 表9「(イ) 行っていない」自治体の就学案内の機会 (n=37：表9で「(イ) 行っていない」と回答した自治体数)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 住民登録の際に行っている	29 (78.4%)	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、西原町、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、久米島町、八重瀬町、多良間村
(イ) 住民登録の際に行っていない	8 (21.6%)	宮古島市、国頭村、中城村、粟国村、渡名喜村、伊是名村、竹富町、与那国町

表9は、家庭への送付以外で、就学ガイドブック等の就学の案内に関する資料の備付け・配布を行っているかという設問への回答結果である。「(ア) 資料の備付け・配布を行っている」自治体が4 (9.8%)、「(イ) 行っていない」自治体が37 (90.2%) という結果で、資料なしでの案内をしているところが圧倒的に多い。

表10の備付け・配布を行っていない37自治体について、表6の住民登録の際の案内との関連を見ると、37自治体中29が設問2-2で住民登録の際に住民登録窓口ないしは教育委員会等で案内を行っているとは回答しており、資料はないが口頭などで実施していることがわかる。残り8自治体は住民登録の際にも就学案内を行っていないという結果になっている。

2-6. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先

次の表11は、表9で「(ア) 資料備付け・配布を行っている」と回答した4自治体の備付け場所、配布先である。

いずれの自治体も自治体施設内での備付け、配布にとどまっている。しかしその中でも沖縄市は、直接保護者に対面する機会に配布しており、能動的に動いていると言える。

表11 表9「(ア) 行っている」自治体の就学案内資料の備付け・配布先

自治体名	資料備付け又は配布先
伊江村	自治体内関係部署窓口(住民基本台帳、福祉、多文化共生部署等)や国際交流協会等の外郭団体、自治体ホームページに掲載
南風原町	自治体内関係部署窓口(住民基本台帳、福祉、多文化共生部署等)や国際交流協会等の外郭団体
浦添市	自治体ホームページに掲載
沖縄市	市内小中学校へ入学・編入を希望する保護者へ説明する際、配布している

2-7. 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語

表12は同じく表9で「(ア) 資料備付け・配

表 12 表 9 「(ア) 行っている」自治体の就学案内資料での記載言語

自治体名	使用言語
沖縄市	日本語、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、英語、韓国・朝鮮語
浦添市	ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語
伊江村	日本語
南風原町	日本語、英語

布を行っている」と回答した 4 自治体の、資料の記載言語についての結果である。

表 2 も参考にして見ると、対応言語が 7 つの沖縄市は、外国人の子供の数が県内 2 位の地域である。教育以外に目を向けても、市のホームページが 3 言語（英語・中国語・スペイン語）に対応している等、広報の面からも市全体で多言語支援体制の基盤が整備されていると言える。次に対応言語数が多い浦添市は、小学生相当・中学生相当合わせても 13 人の登録数であり、必ずしも多いとは言えないにもかかわらず、言語支援が充実している。それだけ多様な言語背景を持つ保護者や子供が居住しているということであろうか。

2-8. 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況

表 13 は、外国人の学齢相当の子供について、学齢簿に準じるものを作成しているかという設問への回答結果である。表 13 と図 3 を見ると、沖縄県では、「(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について作成している」(43.9%) が最も多く、次いで (ア) と (ウ) がほぼ同程度の結果である。(イ) には、30 人以上の外国人が在住する自治体 8 つのうち 7 自治体が含まれる。外国人の子供の数が多いと、全ての子供について作成するのは困難であることがうかがえる。外国人の子供が 30 人以上いる自治体の中では、うるま市のみが (ア) と回答しており、前掲の表 4 の結果からも就学状況が確認できない子供の割合が低く、ここでの学齢簿作成の状況とも相関していると言える。「(ウ) 作成していない」と回答したのは 11 自治体で、そのうち 9 自

表 13 外国人の子供の学齢簿作成の状況 (n=41)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 全ての外国人の子供について作成している	12 (29.3%)	名護市、豊見城市、うるま市、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、与那原町、南風原町、座間味村、北大東村、八重瀬町
(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について作成している	18 (43.9%)	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、宮古島市、南城市、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、南大東村、北大東村、伊平屋村
(ウ) 作成していない	11 (26.8%)	国頭村、大宜味村、宜野座村、西原町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、伊是名村、久米島町、竹富町、与那国町

図 3 2-8 沖縄県結果 (n=41)

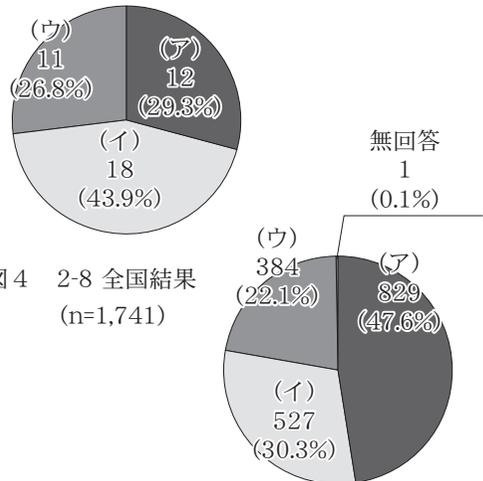


図 4 2-8 全国結果 (n=1,741)

治体は、調査時現在外国人の子供の登録がないが、残り 2 自治体（西原町、与那国町）は住民登録がある（表 2）。

また、沖縄県の結果（図 3）を全国結果（図 4）と比較すると、全国結果では「(ア) 全ての外国

人の子供について作成している」(47.6%)が最も多く、沖縄県とは異なる傾向である。

### 2-9. 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況

次の表14は、住基システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国人の子供に対しても適用しているかという設問への回答結果である。

表14によると、(ア)の27自治体が外国人の子供の学齢簿作成に住基システムを連動させており、それ以外の(イ)と(ウ)の14自治体が外国人の子供に対しては連動させていないとしている。(ア)と回答した中には外国人の子供が30人以上いる8自治体(表2)がすべて含まれているが、表4で示したとおり、必ずしもこれらの自治体が外国人の子供の就学状況を正確に把握できているわけではない。子供の数が多いと、住

表14 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムとその適用 (n=41)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	27 (65.9%)	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、粟国村、北大東村、八重瀬町
(イ) システムを導入しているが、外国人の子供には適用していない	3 (7.3%)	国頭村、金武町、久米島町
(ウ) システム自体を導入していない	11 (26.8%)	宜野座村、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町

図5 2-9 沖縄県結果 (n=41)

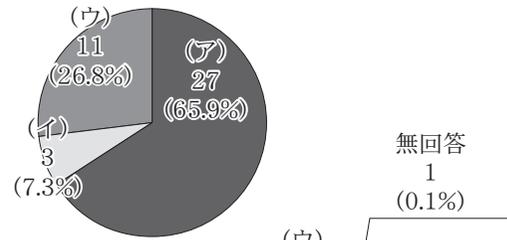
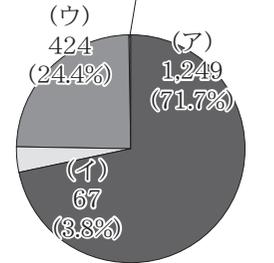


図6 2-9 全国結果 (n=1,741)



基システムとの連動だけでは、1人1人の就学状況を把握するのが困難であることが示唆される。(イ)と(ウ)のうち8自治体(国頭村、久米島町、宜野座村、渡嘉敷村、渡名喜村、伊是名村、竹富町、与那国町)は、前掲した表13によると外国人の子供に対してそもそも学齢簿も作成していないという結果である。一方、2自治体(伊江村、座間味村)は、住基システムは連動させていないが、表13から学齢簿作成の取組があることがわかる。

図5と図6のように割合で見ると、沖縄県の傾向は全国とほぼ変わらない。

### 2-10. 就学案内の送付状況

表15は、外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付の基準及び送付の有無についての回答結果である。

「(ウ)送付していない」と回答した自治体は17あり、全41自治体の41.5%を占める。まず、表2の外国人の子供の有無との関連で見ると、(ウ)と回答した17自治体のうち7自治体(宜野湾市、名護市、宮古島市、座間味村、南大東村、多良間村、与那国町)は、外国人の子供の登録がある自治体であった。その他の10自治体は、調査時現在、外国人の子供の登録がないところである。

次に、同じく(ウ)と回答した17自治体について、表6(住民登録時の就学案内)、表13(学齢簿作成)の結果と併せて表16に一覧で示す。

表15 就学案内の家庭に対する送付状況  
(複数回答) (n=41)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア) 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	24 (58.5%)	那覇市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、伊江村、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、伊平屋村、久米島町、八重瀬町
(イ) 中学校新入学担当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	20 (48.8%)	那覇市、石垣市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、今帰仁村、本部町、恩納村、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、伊平屋村、八重瀬町
(ウ) 送付していない(単独選択)	17 (41.5%)	宜野湾市、名護市、宮古島市、国頭村、大宜味村、宜野座村、金武町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町

17自治体のうち7つは住民登録時に就学案内も行っていないと回答している(表6)。なお、そのうち、5町村は調査時現在外国人の子供がいないところである。残りの宮古島市と与那国町には数名子供がいるので、どこでどのように就学案内がされているのか、さらなる調査が必要である。

さらに、表13(学齢簿作成)についても併せて見ると、先の表6も表13もどちらも対応していない自治体は6あるのがわかる。このうち5つは外国人の子供がおらず、残りの与那国町も小学生相当が1名のみであり、該当児童の少なさ

表16 外国人の子供がいる家庭に対して就学案内の送付をしていない自治体の状況

自治体	外国人の子供の数 (表2小中合計)	住民登録時案内の有無(表6)	外国人の子供の学齢簿作成の有無(表13)
宜野湾市	86	○	○(一部のみ)
名護市	18	○	○
宮古島市	6	×	○(一部のみ)
座間味村	1	○	×
南大東村	1	○	○(一部のみ)
多良間村	1	○	○(一部のみ)
与那国町	1	×	×
国頭村	0	×	×
大宜味村	0	○	×
宜野座村	0	○	×
金武町	0	○	○(一部のみ)
渡嘉敷村	0	○	○
粟国村	0	×	×
渡名喜村	0	×	×
北大東村	0	○	○
伊是名村	0	×	×
竹富町	0	×	×

が受入整備の不十分さにつながっている可能性がある。

### 2-11. 就学案内の対応言語

前掲した表15で、就学案内を家庭に送付していると回答((ア)または(イ))を選択した24の自治体に、案内の対応言語について聞いた結果が以下の表17である。

表17 就学案内の対応言語 (n=24)

自治体名	言語数	使用言語
浦添市	7	ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国・朝鮮語
沖縄市	3	日本語、中国語、英語
那覇市	3	日本語、中国語、英語
他21自治体	1	日本語のみ

表17の結果から、日本語以外での対応をしている自治体はほとんどないことがわかる。表2との関連で見ると、那覇市、沖縄市は外国人の子供の住民登録者数上位2自治体であり、中国語、

英語に対応している。最も多くの言語に対応している浦添市は、表 12 の就学案内資料の多言語対応状況と同様であるが、小学生相当・中学生相当合わせても 13 人の登録数であるにもかかわらず、7 言語に対応している。那覇市、浦添市、沖縄市、いずれも市の国際交流協会が活発に活動している地域であり、多言語対応の資料を作成する人材も他の地域より豊富であると予想される。

## 2-12. 外国人の就学促進に係る支援の実施状況

表 18 は、外国人の就学促進に係る支援の取組内容ごとに自治体名を挙げたものである。

全 41 自治体のうち半数以上の 27 自治体（無回答 19、「(オ) その他」のうち座喜味村以外の 8 自治体）が、いずれの取組もしていないか無回答であった。この 27 自治体の中には、表 2 にお

表 18 外国人の就学促進に係る取組の内容（複数回答）（n=41）

選択肢	自治体数	自治体名
(ア) 就学ガイダンス	3	本部町、伊江村、渡嘉敷村
(イ) 外国人を対象とした相談窓口の設置	5	沖縄市、読谷村、北大東村、伊平屋村、久米島町
(ウ) プレスクール(就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組)	2	南城市、大宜味村
(エ) プレクラス・初期指導教室(学齢期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組)	4	浦添市、恩納村、読谷村、南大東村
(オ) その他	9	東村(内容:外国人の就学児がいないためその取り組みがない)
		今帰仁村(内容:2019.5.1該当者なしの為、具体的な取り組みは行っていない状況だが、財源確保が困難な為、苦慮している)
		宜野座村(内容:特に実施していない)
		北中城村(内容:特になし)
		与那原町(内容:特に行っていない)
		座間味村(内容:特にしていないが、問い合わせ等があった場合は職員にて説明を行っている)
		渡名喜村(内容:村ではここ近年対象者がいないため)
		伊是名村(内容:取組なし)
無回答	19	多良間村(内容:特に具体的な取組は実施していない)
		那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、国頭村、金武町、嘉手納町、北谷町、中城村、西原町、南風原町、粟国村、八重瀬町、竹富町、与那国町

いて、住基上、外国人の子供の登録がある自治体(12自治体)も含まれている。残りの15自治体は外国人の子供がいない地域であるが、「その他」の記述でも、取組なしの理由として、外国人の就学児童生徒がいないことが挙げられている(東村、今帰仁村、渡名喜村)。また、今帰仁村は、取組が実施できない理由について、財源確保の困難さを挙げている。

表 19 就学状況不明又は不就学の外国人に対する就学状況及び就学促進のための取組状況(複数回答)(n=41)※( )内は実施主体

選択肢	自治体数	自治体名
(ア) 就学案内の継続送付	5	うるま市(教育委員会)、南城市(教育委員会)、嘉手納町(教育委員会)、西原町(教育委員会)、久米島町(教育委員会)
(イ) 電話による個別確認や就学勧奨	6	豊見城市(教育委員会)、本部町(教育委員会)、北谷町(教育委員会)、北大東村(教育委員会)、伊平屋村(首長部局)、八重瀬町(教育委員会)
(ウ) 訪問による個別確認や就学勧奨	4	石垣市(教育委員会)、豊見城市(教育委員会)、北大東村(教育委員会)、八重瀬町(教育委員会)
(エ) その他の取組	1	名護市(教育委員会) 内容: 小学校及び中学校の入学前年度に、就園している幼稚園等を通して、就学先について確認してもらい、教育委員会窓口へ来庁するよう保護者へ伝える。
(オ) 特に実施していない(単独選択)	26	那覇市、恩納村、宜野湾市、宜野座村、浦添市、金武町、糸満市、伊江村、沖縄市、北中城村、宮古島市、中城村、国頭村、与那原町、大宜味村、南風原町、東村、渡嘉敷村、今帰仁村、座間味村、渡名喜村、竹富町、南大東村、伊是名村、与那国町、多良間村

2-13. 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

表 19 は、就学状況が不明または不就学の外国人の子供に対する就学状況の把握、及び就学促進のための取組状況ごとに、自治体を挙げたものである。なお、(ア)～(エ)と回答した自治体には、その実施主体についても示した。

全 41 自治体中 26 自治体が「(オ) 特に実施していない」であった。この沖縄県の状況は、次の図 7、図 8 を見ると、全国とほぼ同じ状況であることがわかる。

外国人の子供が 30 人以上いる 8 自治体(那覇市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、読谷村、北谷町、北中城村)に焦点を絞ってみると、うるま市、北谷町のみが取組ありとの回答であった。うるま市の場合は表 4(就学状況把握数)ですべての区分の子供の状況が把握できていたことからわかるように、自治体みずから外国人の子供の就学状況把握や就学促進に関して、積極的に働きかけている結果が表れていると言える。

図 7 2-13 沖縄県結果 (n=41)

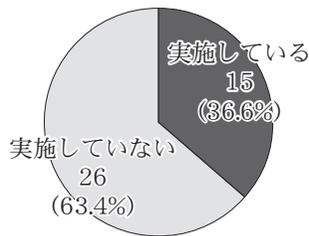
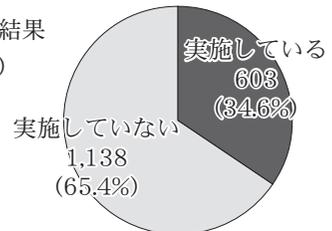


図 8 2-13 全国結果 (n=1,741)



3) . 各種規定の整備状況

3-1. 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

この設問では、教育委員会の事務組織に関する

規則において、「外国人の子供の教育」に関する分掌規程が明示されているかどうか、聞いている。沖縄県では、沖縄市のみが「明示している」と回答しており、その他の40自治体は「明示していない」という回答であった。なお、全国的に見ても、「外国人の子供の教育」に関する規定を「明示していない」という自治体が92.3%で、明示されているところが少ないのが現状である。

3-2. 自治体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

自治体の規則、内部規定等において、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等について規定されているかどうか聞いた結果、沖縄県全41自治体が「規定していない」と回答している。なお、全国の結果でも96.3%が「規定していない」としており、3-1と同様に、これについても全国

表 20 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況(複数回答)(n=41)

選択肢	自治体数 (%)	自治体名
(ア)一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	3 (7.3%)	宜野湾市、恩納村、北中城村
(イ)一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	2 (4.9%)	北谷町、北中城村
(ウ)日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※(イ)のケースを除く	3 (7.3%)	那覇市、浦添市、沖縄市
(エ)学校に配置(複数校を巡回するものを除く)した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※(ア)・(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く	2 (4.9%)	宮古島市、読谷村
(オ)外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	1 (2.4%)	金武町
(カ)教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	2 (4.9%)	浦添市、読谷村
(キ)特段の指導体制を整備していない	28 (68.3%)	石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、宜野座村、嘉手納町、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名町、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
(ク)その他	3 (7.3%)	うるま市(指導体制:教職支援機構から) 本部町(指導体制:学習生活支援員を配置し個別に対応している) 伊江村(指導体制:村が配置している学習支援教諭を研修会に派遣し、指示方法を学ばせた上で、初期の日本語指導をしている)

図9 4-1 沖縄県結果 (n=41)

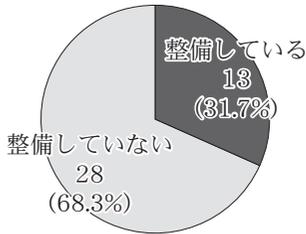
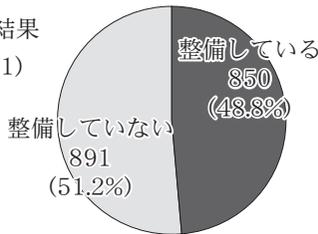


図10 4-1 全国結果 (n=1,741)



の状況と同じである。

4) 指導体制の整備状況

4-1. 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況

表20では、教育委員会での日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに際して、どのような指導体制を整備しているか聞いた結果を、整備状況ごとに整理した。

沖縄県においては、28自治体(68.3%)が「(キ)特段の指導体制を整備していない」であった。図9と図10の割合で見ると、全国では整備しているところ(ア~カ、ク)と整備していないところ(キ)が半々であるので、全国に比べて沖縄のほうが「特段の指導体制を整備していない」と回答している割合が大きいことがわかる。

4-2. 特段の指導体制を整備していない場合の理由

表20で「(キ)特段の指導体制を整備していない」と回答した28自治体について、その理由ごとに自治体数とその自治体名を次の表21に整理した。

28自治体のうち、ほとんどが「(ア)所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がない又は少ない」を選択していた(25自治体,89.3%)。次に多いのが、「(エ)人員や予算が不足している」(8自治体,28.6%)であった。

表21 特段の指導体制をしていない場合の理由(複数回答)(n=28)

選択肢	自治体数(%)	自治体名
(ア) 所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がない又は少ない	25 (89.3%)	糸満市、豊見城市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、嘉手納町、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
(イ) 通常の学級において必要な支援ができていない	1 (3.6%)	多良間村
(ウ) どのような支援を行うべきかわからない	3 (10.7%)	豊見城市、国頭村、竹富町
(エ) 人員や予算が不足している	8 (28.6%)	石垣市、名護市、糸満市、豊見城市、今帰仁村、嘉手納町、座間味村、伊平屋村
(オ) その他	0	-

しかし、(ア)を選択した自治体については、だれがどのように外国人児童生徒の日本語力を測っているか、さらなる調査が必要である。全国でも(ア)の選択が最も高く(92.5%)、次いで(エ)(14.9%)となっており、項目を回答の多い順だけで見ると全国と同様の状況であるが、「(エ)人員や予算が不足している」は沖縄県のほうが、数値がやや高めである。

5) 支援員等の配置状況

ここでは2019年5月1日現在で雇用・登録等されている日本語指導の支援者や母語支援員

表22 日本語指導の支援者の種類

自治体名	日本語指導の支援者	人数
沖縄市	臨時・非常勤職員	4人
浦添市	ボランティア	4人
読谷村	臨時・非常勤職員	3人
うるま市	その他	2人
那覇市	他機関(県・団体等)からの派遣	1人
南城市	臨時・非常勤職員	1人

(学校において支援等を行う外部人材) について、人員の種類と数の結果を示す。

### 5-1. 日本語指導の支援者

表 22 を見ると、日本語指導の支援者を雇用・登録しているのは、41 市町村中、6 市村であった。

浦添市は、前掲の表 2 によると、外国人の子供の数が南城市を除く他の 4 自治体に比べて少ないが、その割に人員配置数が多く、恵まれている状況である。一方、浦添市の状況と反して、那覇市は外国人の子供の数が最も多いにもかかわらず人員は 1 人のみである。

表23 母語支援員の種類

自治体名	母語支援員	人数
那覇市	臨時・非常勤職員	8人
沖縄市	臨時・非常勤職員	4人
うるま市	その他	2人
北中城村	常勤職員	1人
南城市	臨時・非常勤職員	1人
宮古島市	臨時・非常勤職員	1人
東村	他機関(県・団体等)からの派遣	1人

### 5-2. 母語支援員の種類

外国人の子供の母語により支援を行う母語支援員(学校外部の人材)を雇用・登録している自治体は、7 市村であった。表 23 の結果から、先の表 22 では日本語指導の支援者数が 1 人のみであった那覇市は、母語支援員は 8 人となっており、日本語指導の支援者よりも母語支援員のほうが多いということがわかる。一方、表 22 では日本語

表24 母語支援員の対応言語

自治体名	対応言語
那覇市	中国語、フィリピン語、ベトナム語、英語、韓国語・朝鮮語、ドイツ語、ネパール語、イタリア語、フランス語、ポルトガル語
宮古島市	ベトナム語
沖縄市	英語
うるま市	英語
南城市	ベトナム語
東村	どこの国の子がくるか未確定であるため

指導の支援者数が 4 人と他の自治体に比べて比較的多かった浦添市は、母語支援員は 0 人であった。

### 5-3. 母語支援員の言語対応状況

前掲の表 23 で母語支援員を雇用・登録していると回答した 7 市村に、その対応している言語について聞いた結果が上の表 24 である。

那覇市は、母語支援員の人数も多く、またここで示されるように対応言語も充実している。沖縄市、うるま市で英語対応の人員が配置されているのは米軍基地隣接地域であり、英語を母語とする(又は英語を使用する)子供が多いからであろう。沖縄県に開示請求した各市町村の「平成 30 年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」を見ると、県内の義務教育諸学校には、表 24 に挙げられた言語以外のロシア語、タイ語、ベルシャ語を母語とする子供も在籍しているが、それらの言語対応に関する回答はなかった。

表 25 日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育に関する研修の実施対象・回数・参加人数・内容

自治体名	研修の対象	回数・参加人数	内容
那覇市	日本語指導の支援者、母語支援員		
宜野湾市	在籍学級担任、日本語指導担当教員	2回実施 延べ参加教員数6名	外国人児童生徒等受入れの現状と実施/学校の受入れ体制/日本語指導の方法
浦添市	日本語指導の支援者、母語支援員		
読谷村	日本語指導の支援者、母語支援員		
北谷町	在籍学級担任、日本語指導担当教員	4回実施 延べ参加教員数8名	日本語指導の方法
他 36 自治体	実施していない		

本稿では紙幅の都合により同調査の分析は別稿に譲る。

6) . 教育委員会における研修の実施状況

6-1. ～6-3. 研修に関するまとめ

ここでは、紙幅の都合により、「日本語指導が必要な外国人児童生徒等の教育に関する研修実施の有無」(6-1)、実施している自治体に対しては「在籍学級担任・日本語指導担当教員対象同研修の実施状況」(6-2)、「同研修の内容」(6-3)についての回答結果をまとめて述べる。表 25 は、この 3 つの設問の回答結果のまとめである。

沖縄県においては、全 41 自治体中 36 の自治体 (87.8%) が「実施していない」と回答しており、全国の状況と同様であった。沖縄県だけでなく全国的にも、外国人の子供の日本語教育に関する問題意識がそれほど高いと言えない表れであろう。

実施している 5 自治体のうち、宜野湾市と北谷町が「在籍学級担任、日本語指導担当教員」に対して実施しており、那覇市、浦添市、読谷村が「日本語指導の支援者、母語支援員」に対して実施していると回答した。「在籍学級担任、日本語指導担当教員」を対象に実施している宜野湾市と北谷町の研修の実施状況は、宜野湾市 (2 回/参加教員数延べ 6 人)、北谷町 (4 回/参加教員数延べ 8 人) となっており、特に北谷町が活発に取り組んでいることがわかる。

6-4. 研修の実施について感じる事

次の表 26 は、研修の実施について感じることを選択肢別に回答自治体を整理したものである。表 26 から「(カ) 管轄下に日本語指導が必要な外国人児童生徒等が全く又はほとんどいないため、特段の研修は必要ない」が最も多いことがわかるが、これに関して、前掲した表 21 の結果でも指摘したように、だれがどのように外国人児童生徒の日本語力を判断しているのかは不明である。また、少なくとも本調査結果からは、子供に日本語指導が必要かどうかの判断に必要とされる言語能力把握スキル獲得のための研修が、最も子供に身近な学級担任に対してさえも実施されていないことが分かった。なお、このことは、全国の調査結果を見ても、設問 6-3 で「言語能力の把握」について研修を実施したと回答したところは

表 26 日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育に関する研修の実施について感じる事 (複数回答) (n=41)

選択肢	自治体数	自治体名
(ア) 研修を担当する講師を確保することが困難である	5	宜野湾市、石垣市、うるま市、座間味村、八重瀬町
(イ) 外国人の子供の受入れは不定期にあり、計画的に研修を行うことが難しい	11	宜野湾市、石垣市、浦添市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、東村、本部町、伊江村、南大東村、八重瀬町
(ウ) どのような研修内容を実施すべきか分からない	9	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、大宜見村、本部町、読谷村
(エ) 専門的な日本語指導を行える人材を学校に配置するため、教員には特段の研修は必要ない	1	渡名喜村
(オ) 各学校での対応 (前任者からの引継ぎ等) で十分であり、特段の研修は必要ない	3	恩納村、渡嘉敷村、多良間村
(カ) 管轄下に日本語指導が必要な外国人児童生徒等が全く又はほとんどいないため、特段の研修は必要ない	12	南城市、国頭村、宜野座村、中城村、与那原町、南風原町、座間味村、北大東村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、与那国町
(キ) 他の実施主体が提供する研修を受講させているため、独自の研修は特に必要ない	0	—
(ク) その他	1	北谷町 内容:日本語指導担当教諭が、国の指導方針や他都道府県の指導法を参考に、勤務校での指導改善を積極的に行い、指導法や成果・課題を互いに共有することでスキルアップに繋がっている。

1,741 地方公共団体中 74 のみとなっており<sup>18</sup>、沖縄県だけの問題ではない。言語能力の把握は、より専門的な知識を必要とするため、これをテーマにした研修実施が容易ではないことも 1 つの要因であるだろう。

#### 7) 外国人の子供の就学状況の把握、就学促進、学校での受入れ等に関する自由記述

最後に、外国人の子供の就学状況の把握、就学促進、学校での受入れ等に関する、課題・要望(7-1)と、取り組み事例(7-2)の回答記述についてまとめて述べる。

課題・要望等(7-1)について、得られた回答は、7 自治体(那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市、東村、恩納村、嘉手納町)からであった。課題・要望を内容ごとに整理すると、人材の確保(那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市)、予算の確保(那覇市、浦添市)、多言語対応の困難さ(宜野湾市、恩納村)である。なお、全国の調査では、人員、予算、言語上の課題のほかに、支援を進める際の問題のように、ある一定期間、支援を行った過程で生じる課題や他機関との連携等、より深く幅広い課題が出されている。

次に、関係機関等との連携方法や他自治体が参考とし得る取組事例(7-2)の回答は、離島地域からの 1 件のみであった。取り組み内容は、指導員を配置できず、児童の母親を一学期のみ母語支援員として配置したというものであった。それ以降は、支援員をつけずに子供同士のやりとりの中で自然習得をさせたということであるが、離島は人材確保が難しく、限られた環境で対応をしなければならないので、県内の他の離島でも同様の状況が多く見られる。一学期のみの支援は短くも思えるが、回答した離島には学校が 1 校(小中学校)のみで、このような小規模クラスの場合は教師の目も行き届きやすいのかもしれない。

以上が、沖縄県の「外国人の子供の就学状況等調査結果」からみる分析・考察である。

#### 4. 学校現場からみる外国人の就学状況把握に関する課題と対策

次に、実際に外国人の子供を受け入れ、指導している学校現場では、外国人の子供の就学状況の把握にあたり、どのような困難と直面しているのか、管理職と日本語指導教員というそれぞれの立場から、実際の事例にもとづいてその課題と対策について論じる。

##### 1) 管理職からみる外国人の就学状況把握に関する課題と対策

米軍基地を抱える沖縄県において、外国籍児童生徒の就学の確認は大きな課題となっている。管理職として務める中で、受け入れに関わる事例に数多く遭遇してきた。情報の共有化や関係機関との連携が取れずに対応に苦慮するケースが数多くあり、悩まされ続けているのが現状である。児童生徒が日本国籍をもっていれば就学義務が発生するため、事前に教育委員会から通知や督促があり、入学から漏れることはほとんどない。しかし外国籍や重国籍、無国籍の児童生徒の場合だと、保護者に対して入学意思の確認が必要なこと、就学免除・猶予など様々な説明が必要になること、担当者が所在に気づかず、放置してしまうことなど、就学名簿から漏れる状況が生じてくる。その結果、学校現場は児童生徒の所在確認に翻弄され、児童・保護者が就学のチャンスを逃すことにもなりかねない。これらの状況を改善しなければ、在籍するはずの学校においても、児童・保護者にとっても大きな損失や負担につながってしまうこととなる。

ある勤務校においても外国籍児童が複数名在籍していたが、その保護者とはいうと、米軍に従事する者、米軍関係労働者及び退役軍人等がいた。その他、軍以外の外国からの移住者等多種多様であり、現行の法律では日本国籍があるため、常に対応に追われていた。さらに状況を複雑化させているのは、行政窓口との情報連携に不備が多いことである。その状況をいくつか紹介する。

<sup>18</sup> 6-3 在籍学級担任・日本語指導担当教員対象研修の内容についての全国結果を多い順に挙げる。括弧内は実施した地方公共団体数である。1. 日本語指導の方法(125)、2. 外国人児童生徒等受入れの現状と施策(105) 3. 学校の受入れ体制(86) 4. 言語能力の把握(74) 5. 外国人児童生徒等の心理、アイデンティティ(69) 6. その他(17)

事例1： 新入学児童オリエンテーションの準備を進める際、入学予定者名簿に、入学児童名と保護者名だけ記載されているものが数名あった。入学説明会の通知が届いていないのではと思い、教育委員会に問い合わせたが、きちんとした回答がなく、児童・保護者の所在を確認した様子もなかったため、児童の連絡先等の情報開示を求めたが、「個人情報のため、開示できない」という返答の繰り返しであった。そこで住所だけを教えてもらい、職員とともに地域に詳しい自治会長・郵便局員に尋ねながら、外国籍・重国籍児童・保護者の所在の確認を行った。結果として、1名の所在が分かり、入学の意思の確認をすることができた。その後さらに1名の所在・入学の意思確認ができるまで3日を要した。

事例2： 県外から入学希望の意思がある児童が3名いるとして名前だけ報告があったが、住所や連絡先は伝えられなかった。学級増の可能性があったにもかかわらず、4月第1週目まで、確認が取れぬままであった。

事例3： アメリカ在住で所在不明とされていた入学予定者が3月下旬に突然来校。実際は近隣の私立幼稚園に通っており、保護者の意向としては「就学先に迷っているが、日本語をしっかりとマスターさせるため、地元の学校で学習をさせたい」というものだった。そこで、「公立小学校では、小学1年生の段階から日本語教室を活用したり、他児童とともに学習したりできるので、小学校入学も1つの選択肢として考えてもよいのではないか」と説明し、本校入学を勧めた。その結果、保護者から入学の意思確認がとれた。

事例4： 東京在住の保護者から直接問い合わせがあった。話し方から外国籍と思われたため、事情を尋ねてみると、「来日後に日本国籍をとり、東京から移住してきた」とのこと。しかし、現在の新型コロナウイルス対策のため、急遽の来沖で住所移転手続きや、それに伴う入学手続きも出来ていない状態にあることが分かった。保護者としては児童の持病を考慮し、この現状を回避するための急な措置だったようである。

こうした状況に対して、今後の対応策として次の2点を挙げる。

#### 対策1： 役割分担の明確化

前住所のある教育委員会担当者や、現住居のあ

る教育委員会担当者が、児童の所在等を確認し、手続きまでの助言ができていれば、早めに入学手続きを済ませることができたケースがある。児童が小学校に入学するまでは、教育委員会と学校側で役割分担の明確化が不可欠である。そのため、次のような手立てが必要とされる。

(1) 入学までの手順と役割を明確にする(教育委員会学務課)

①就学予定者へ通知と入学先の確認、②就学時健診(主に学務課主導であるが、各市町村により異なる)、③入学オリエンテーションの通知、④外国籍児童等の入学先の確定、⑤入学予定者の学校への通知

(2) 入学までの手順と役割の明確化(各学校)

①就学予定者の確認、②外国籍児童等の状況確認と入学手続きの説明

上記の(1)①～⑤までは教育委員会の方で担って頂かなければ学校の準備に支障が生じるため、教育委員会と学校管理職の間できちんと取り決めて明確化していく必要がある。

#### 対策2： 新入学児童に関する情報の開示と共有(住所・連絡先など)

入学の意思確認ができない事例(「入学届け」のはがき提出時に、児童・保護者の氏名、住所・連絡先が未記入)が見られた。今後は行政と学校とで、児童に関する情報の共有化が不可欠である。国や県の指導の下で、市町村の教育委員会と学校との情報の共有化ができるように規約の改正などを求めていきたい。

今後、すべての児童が就学の時期を逃さず、事前に連絡や手続きができるよう、行政・学校で役割の明確化と実践により、どの子も取り残さない就学体制を整えたい。

#### 2). 日本語指導教員からみる外国人の就学状況把握に関する課題と対策

筆者は、県内の公立小学校で日本語指導担当として勤務している。日本語指導教室では、子供たちが日本語や日本文化、教科の勉強をするだけでなく、他の国の話を聞いたり、自分の国の紹介をしたりと、国際理解や多文化共生がまさに目の前で毎日繰り返されている。そのような現場では、子供の成長を日々感じる事ができる。長期間日本で生活する子もいれば、海外や他の場所へ

移動して行く子供もいる。外国籍しか持たない子供もいれば、日本国籍を有する重国籍の子もいるが、日本語指導教室では、外国籍の外国人だけが日本語を学んでいると思っている人が多いのではない。しかし現状は、日本育ちの外国籍、海外育ちの日本国籍など、国籍だけで日本人や外国人を区別できるほど簡単ではない。周知の事実であるが、沖縄と米軍基地は切っても切り離すことができない。さらに、地理的にも台湾や中国に近い。そのような沖縄県だからこそ多種多様なルーツをもつ子供も増えている。外国につながる子供の現状は、日本人の子供とは異なる多くの課題を抱えている。その課題の中から、特に就学状況の把握にかかわる事例をいくつかあげる。

まず一つ目は、外国につながる子供の成育歴や言語歴の把握が難しいことである。日本語教室に通級している子供だけでなく、外国につながる子供の指導には、成育歴や言語歴の把握が必要不可欠である。国籍に関わらず日本語がゼロで就学や編入をする場合、どこで生まれ、どのような言語環境で育ってきたのか、また現在の家庭での言語環境を把握しなければ適切な指導は行えない。また子供のことだけでなく保護者についても把握しなければならない。保護者の中には、全く日本語を話せない保護者もいれば、日本語での日常会話はできるが、学年だより等の配布文書が読めない保護者もいる。さらに、今後の子供の日本滞在予定を把握するためには、保護者の在留理由を知る必要もある。しかし、日本の学校現場は、日本国籍の子供が大半であるため、就学時や年度始めの調査票に外国籍の子供の指導に必要な情報を詳細に記入できる欄がない。よって、現状では日本語指導担当がそれぞれの子供の保護者に、成育歴や言語歴を追加で聞き取っているが、一個人の教師が個人情報にかかわる事柄を聞くことは容易ではないので、日本語指導のみならず在籍学級での指導の充実のためにも、必要な情報として学校からの調査項目に加えることが望ましい。

二つ目は、中学校への引き継ぎの難しさである。日本語指導が必要な子供が中学校へ進学する際、基本的には小学6年生担任と中学校の新1

年生担任が引き継ぎをするが、その前に、小学校の日本語指導担当が6年生担任に、その児童の日本語力や進学後に必要な支援について申し送りをする。しかし、筆者が小学校で日本語指導をしていた子供の中には、中学校へ日本語指導が必要だと引き継ぎを行っても、中学校で支援が途絶えてしまったケースがある。理由の一つは、日本語指導が必要であっても、実状として中学校側が支援できる体制を整えられないことだ。県内には、2020年4月時点で、日本語指導担当として県から加配教員が配置されている学校が小学校15校、中学校1校ある。言語習得、特に学習言語の習得は長期間の支援が必要であるが、日本語指導教室設置数だけでみると、中学校での日本語支援体制は小学校と比較して充分とは言い難い。県からの加配設置がされていなくとも、市町村から日本語支援員<sup>19</sup>を派遣している場合もあるが、1人の日本語支援員が何校かの学校を担当している場合が多いので、子供1人に対する指導時間は数時間と限られる。

別のケースでは、同じように日本語指導が必要だと中学校へ引き継ぎを行ったにもかかわらず、日常会話ができるため中学校では日本語力に問題がないと判断されてしまったことがあった。それを解消するためには、たとえ日本語指導教室がない中学校でも、校務分掌として日本語支援を担当する教員を置いてはどうだろうか。例えば、筆者の地域では日本語支援担当者研修会を定期的に開催しているが、現在の参加者（小学校の日本語指導加配担当と市町村派遣の日本語支援員、そして教育委員会の担当者）に、中学校の校務分掌で割り振られた日本語指導担当教員が加わるだけでも、小中連携が現状より上手くいくと考えられる。こうした体制づくりにより、中学校においても、子供の日本語指導の必要性の把握や、日本語指導以外での困り事を解消できる一つの手立てになるだろう。

三つ目は、外国につながる子供の把握の難しさである。冒頭にも述べたように、沖縄県は、日本語指導教室だけにとどまらず、日本語指導を受けていない子供の中にも多種多様なルーツをもつ子

<sup>19</sup> ここでは、日本語指導教室が設置されている学校の教員（臨時含む）ではなく、市町村から日本語指導を目的に派遣されている人材をさす。

供がいるが、その子供の把握が難しい。その要因の一つは、基地との関係である。基地内に住んでいる重国籍の子供は、住所が基地内にあるため住民票がないと聞いているが、日本国籍を有するため日本の義務教育にあたる。しかし、基地内に住んでいるので、市町村教育委員会がこの子供を把握しているかどうかは不明である。次に、インターナショナルスクールやフリースクールに通っている子供の把握である。住民票がある重国籍の場合だと、市町村教育委員会が把握していると予測できるが、基地内に住む重国籍の子供や、住民票がある外国籍の子供は把握されているのであろうか。そのような疑問は、外国につながる子供は移動が多く、日本語指導教室の年度始めと年度終わりでは、通級児童の半分が入れ替わっていることから生じる。また、急な転出や、転出後の学校が未決定など課題も多い。国外への転出は、引き継ぎがほぼ不可能なため、たとえその子が日本語しか話せないとしても、新しい地でどのような教育を受けているのかは全くわからない。国内での移動でも、外国籍の子供は就学義務がないため、引っ越した先で転入手続きができたのか、学校に通えているかどうか気になる子供もいる。しかし、このような子供がその後どうなったのかは知ることができないのが現状である。外国につながる子供と関わる筆者としては、どのような場所で子供たちが生活していても、適切な教育が受けられていることを望んでおり、県内の支援体制もそれを目指して整えていけるよう尽力したい。

## 5. おわりに

以上の調査分析ならびに事例報告から主に次の2点を指摘する。

まず1点目は、本調査分析結果を踏まえると、回答した各市町村教育委員会へさらなるフォローアップ調査が必要なことである。沖縄県の「外国人の子供の就学状況等調査結果」からは、各自治体の住基上登録されている外国人の子供について、「就学者数」のみならず、「不就学」や「就学状況を確認できない子供」の数まで、すべての区分を把握している自治体と把握していない自治体

があることがわかったが、そのような違いが生じる理由が定かではない。30名以上の外国人の子供が集住している自治体であっても、うるま市や読谷村、恩納村、北中城村のようにすべての区分の子供の状況を把握している自治体もあれば、那覇市や沖縄市のように、住基上システムと連動した学齢簿システムを外国人の子供にも適用しているにもかかわらず、「義務教育諸学校」に在籍している子供しか把握していない自治体もあった。一方で、すべての区分の子供の数を把握できている自治体は、具体的にどのような方法や手続きで「不就学」に至るまで把握しているのか不明である。県内の場合、離島や北部を中心として、外国人の子供が居住していないとされる地域については、就学状況の把握や就学促進の取り組みが十分とは言えない実態も明らかになったが、伊江村のように、登録児童生徒は2名であっても、就学案内の説明や資料の備付けを自治体関連窓口で行っているだけでなく、学齢簿作成や家庭への就学案内の送付、さらには就学ガイダンスなども実施している自治体があることがわかった(ただし、伊江村のこの2名の就学状況は不明とされている)。自治体間におけるこうした取り組みの違いはなぜ生じるのであろうか。さらに、今回、本稿では深く言及できなかったが、各自治体が外国人の子供の日本語能力の有無をどのように把握しているのかについても追跡調査が必要とされる。

2点目は、学校現場の事例報告で見たように、調査結果の数値からは計り知れない子供1人1人の存在は大きく重いにもかかわらず、現状では、そのような大切な子供を受け入れる学校ならびにその指導を行う日本語指導担当者が、必要な子供の基本情報や就学状況を正確に把握しづらい状況にあり、教育委員会とも情報の共有や連携が必ずしもできているとは言いがたいということである。他府県とは異なる沖縄県内特有の重国籍児童生徒の実態や基地との関わりを踏まえ、国籍の違いや在留カードの有無にとらわれない子供たちの就学状況把握のために、各自治体と情報を共有するための規約や受け入れるにあたっての規定を早急に整えなければならない。まずは、先駆的な就学状

<sup>20</sup> 「沖縄県子ども日本語教育研究会」(略称:JSLO ネット)の詳細はホームページ (<https://jslonet.jimdo.free.com>) を参照されたい。

況の把握や就学促進の取組を行っている県内外の自治体の例を学び、県内関係者とも共有していく必要がある。そのためには、2014年に本稿執筆者らが立ち上げた「沖縄県子ども日本語教育研究会」<sup>20</sup>で定期的に行っている勉強会や研修会が活用できると思われる。

2019年4月、入管法が改正され、新たな在留資格が創設された。このことにより、在留外国人は今後、家族帯同による外国人の子供も含め、ますますの増加が見込まれている。また、2019年6月には「日本語教育の推進に関する法律」も公布・施行され、子供たちへの日本語教育の機会の拡充は国や自治体の責務であると明記された。さらに、2020年3月には、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（2020）から出された『外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）』では、外国人の子供たちの指導体制の充実や就学状況の把握等に関して、具体的な施策も提案されている。沖縄県内でも具体的な施策につなげるために、本調査で得られた成果を基礎資料とした提言を県内各教育委員会や関係機関に行っていきたい。

最後に余談になるが、今回の調査分析にあたり、沖縄県に開示請求をして紙媒体の調査結果資料を入手したのであるが（2020年3月27日開示決定通知）、その際に、私たちはデータの数値の一部にミスを発見した。その後、調査主体である沖縄県ならびに文部科学省に問い合わせたところ、数値の転記ミスであることがわかった。正確な実態把握は、私たちの知る権利を守るためだけでなく、現在、厳しい状況に置かれている子供を救うための手立てにつながる命綱である。本調査研究を通して、今後も行政によって公開されているデータを適宜確認していく作業は必要不可欠であると改めて強く感じた次第である。

## 【参考文献】

沖縄県（2019）『住民基本台帳年齢別人口（平成31年度）』

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/shichoson/2422.html>)

沖縄県企画部統計課（2020）『令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）』(<https://www.pref.>

[okinawa.jp/toukeika/school/2019/top2019\\_k.html](https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/school/2019/top2019_k.html))

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（2020）『外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）』

([https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006118\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006118_02.pdf))

外国人の子どもの教育と人権ネットワーク（2006）『2005年度 外国人の子どもの就学状況実態調査報告書（愛知県72市町村調査） すべての子どもたちに教育の保障をII』

小島祥美（2014）『外国人児童生徒の教育体制及び特別の教育課程にかかわる調査報告書－2014（平成26）年度 愛知県内の全54市町村の自治体編』

小島祥美（2016）『外国人の就学と不就学 社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会

法務省（2019）『在留外国人統計（旧登録外国人統計）』([http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei-ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei-ichiran_touroku.html))

文部科学省（2006）「外国人の子どもの不就学実態調査の結果について」

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm))

文部科学省（2009）「外国人の子どもの就学状況等に関する調査の結果について」

([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_/\\_icsFiles/afieldfile/2010/09/01/1295604\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2010/09/01/1295604_2.pdf))

文部科学省（2019）『「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について』([https://www.mext.go.jp/content/1421569\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421569_002.pdf))

文部科学省（2020a）『外国人の子供の就学状況等調査結果について』

([https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006114\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_02.pdf))

文部科学省（2020b）『外国人の子供の就学状況等調査別添参考資料 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例』([https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006114\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf)、[https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_kyousei01-000006114\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf))